

NEWS RELEASE

ダイニチ工業

**多様な働き方を実現するための取り組みとして、
パートタイマーから正社員に再転換する際の
しくみを変更しました。**

ダイニチ工業株式会社（本社：新潟県新潟市、社長：吉井久夫）は本日2月16日より、多様な働き方を実現するための取り組みとして、パートタイマーから正社員へ再転換する際のしくみを変更しました。

これまでは、正社員がパートタイマーに転換しその後再度正社員への転換を希望する場合、採用試験合格などの条件がありました。これは、パートタイマーとして採用された従業員が正社員に転換する場合と同じ条件です。

今回の変更は、もともと正社員だったパートタイマーが再転換を希望した場合には、その条件を省略できるとしたものです。

当社では子が3歳になるまで短時間勤務（9時から16時まで、または16時30分まで）を選択することができます。今回は子が3歳を迎えた従業員より、引き続き短時間勤務で働くことはできないかとの要望があったため、会社規程を改定いたしました。

今後は、家庭の事情で働ける時間に制約がある従業員は一時的にパートタイマーとなり、希望すれば正社員へ戻れるようになります。このしくみは育児だけでなく、介護などの理由でも利用することができます。

人手不足などの問題があるなか、それぞれの事情に合わせて働き方を変更しやすくすることで仕事と家庭を両立するワークライフバランスを推進し、育児や介護を理由とした離職の防止に取り組みます。また、より多くの従業員の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

■パートタイマーが正社員へ転換するためのしくみ

	正社員からパートタイマーに転換した従業員 (正社員経験あり)	パートタイマーとして採用された従業員 (正社員経験なし)
これまで	・ 所属長の推薦 ・ 会社が実施する採用試験に合格	・ 所属長の推薦 ・ 会社が実施する採用試験に合格
変更後 (2月16日~)	省略可能	別条件 ・ 所属長の推薦 ・ 会社が実施する採用試験に合格